

令和5年9月28日

令和5年度第6回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第6回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
- 第2号 松本市登録文化財の登録に係る諮問について
- 第3号 松本民芸館の臨時休館について

[報告]

- 第1号 「育ち学ぶ施設」に隣接した建築等のガイドラインの作成について
- 第2号 令和5年松本市議会9月定例会の結果について
- 第3号 第73回長野県図書館大会の開催について

[その他]

教育委員会資料
5. 9. 28
教育政策課

議案第 1 号

松本市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

松本市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定に関する規則の改正に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

第2条中「あて先」を「宛先」に改める。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

教育委員会の議決の日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市立幼稚園条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○松本市立幼稚園条例施行規則 令和元年7月25日教育委員会規則第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入園願書)</p> <p>第2条 条例第4条に基づく入園許可の願出は、松本市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定に関する規則(平成26年規則第64号)第4条第1項の教育・保育給付認定申請書(施設型給付費)・申請内容変更届書兼幼稚園等入園申込書又は教育・保育給付認定(変更)申請書(施設型給付費)兼施設型利用給付認定(変更)申請書(施設等利用費)兼幼稚園等入園申込書を提出して行うものとする。この場合において、申込書中「(あて先)松本市長」とあるのは「(あて先)松本市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○松本市立幼稚園条例施行規則 令和元年7月25日教育委員会規則第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入園願書)</p> <p>第2条 条例第4条に基づく入園許可の願出は、松本市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定に関する規則(平成26年規則第64号)第4条第1項の教育・保育給付認定申請書(施設型給付費)・申請内容変更届書兼幼稚園等入園申込書又は教育・保育給付認定(変更)申請書(施設型給付費)兼施設型利用給付認定(変更)申請書(施設等利用費)兼幼稚園等入園申込書を提出して行うものとする。この場合において、申込書中「<u>(宛先)</u>松本市長」とあるのは「<u>(宛先)</u>松本市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>

議案第 2 号

松本市登録文化財の登録に係る諮問について

1 趣 旨

松本市文化財保護条例に基づく文化財の登録を行うため、同条例第7条第2項の規定により松本市文化財審議委員会へ諮問することについて協議するものです。

2 諮問物件

名 称	区 分	所在地
いはらしっ き せんもんてんてん ぼけんおも や 伊原漆器専門店店舗兼主屋	登録文化財	中央二丁目469-1
どりょうこう 旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市 はかり資料館 第一展示室）西棟	登録文化財	中央三丁目434
旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市 はかり資料館 第一展示室）東棟	登録文化財	中央三丁目433
旧竹内度量衡店蔵座敷 （松本市はかり資料館 第二展示室）	登録文化財	中央三丁目436

※別紙諮問書（案）及び諮問物件調書を参照

3 主な経過

- 令和5年 3月 第2回文化財審議委員会で伊原漆器専門店の登録について協議
- 5月 第1回文化財審議委員会で伊原漆器専門店の登録について再協議
- 8月 第2回文化財審議委員会で伊原漆器専門店、旧竹内度量衡店（松本市はかり資料館）の登録について協議

4 今後の日程

令和5年度第3回文化財審議委員会に諮問します。



担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292

松本市文化財審議委員会
委員長 山本 雅道 様

松本市教育委員会

松本市登録文化財の登録について（諮問）

下記の文化財について、松本市登録文化財の登録を行いたいので、貴審議委員会の意見を求めます。

記

1 登録の諮問をする物件

(1) 名称・区分・所在地

名称	区分	所在地
い はらしつ き せんもんでん ぼけんおも や 伊原漆器専門店店舗兼主屋	登録文化財	中央二丁目469-1
どりょうこう 旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市 はかり資料館 第一展示室）西棟	登録文化財	中央三丁目434
旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市 はかり資料館 第一展示室）東棟	登録文化財	中央三丁目433
旧竹内度量衡店蔵座敷 （松本市はかり資料館 第二展示室）	登録文化財	中央三丁目436

(2) 適用条文

ア 松本市文化財保護条例 第6条

イ 松本市文化財保護条例施行規則 第4条第1項（別表第3登録基準）

2 諮問調書

別紙のとおり

松本市登録文化財諮問物件調書

- 1 名称 伊原漆器専門店店舗兼主屋
- 2 所在地 松本市中央二丁目469-1
- 3 所有者 個人
- 4 物件の概要
 - (1) 員数 1棟
 - (2) 年代 明治後期
 - (3) 構造・形式等 木造2階建 切妻造 棧瓦葺 建築面積 66㎡
 - (4) 内容

本物件は、松本城下町の中町通りの中央に位置し、中町通りに南面する。

現在の建物は、土蔵造りで、外壁は黒漆喰の仕上げ、腰壁は海鼠壁とする。切石積基礎の上に設けられている。

2階南側の窓及び北側外壁の開口部には、当初はブリキを張った防火戸が用いられており、現在も防火戸が残されている。南面屋根には特徴的な尖った海鼠と波型の漆喰の丁寧な細工が施されている。

内部は1階が店舗、中2階、2階、中3階が物置となっており、漆器店初期には、中2階、中3階で漆器職人が作業していたと伝わる。

本物件は明治21年極楽寺の大火以降に建てられたが、建て主及び当初の用途は不明である。明治40年に伊原漆器専門店は、当時飯田町（現在：飯田市）で漆器商・近江屋を営んでいた伊原五郎兵衛からのれん分けし、現店主の曾祖父にあたる佐々木小太郎が近江屋伊原支店として創業し、現在も漆器店を営んでいる。

昭和34年台風7号による女鳥羽川氾濫後に土間のかさ上げ、その後、店舗北側一部の増築、平成23年の松本地震による瓦修理、柱梁補強が行われている。

- (5) 通常望見できる範囲
南面全体と、北面一部を望見することができる。
- (6) 松本市近代遺産への登録状況
平成28年8月2日登録（登録番号：28-64）

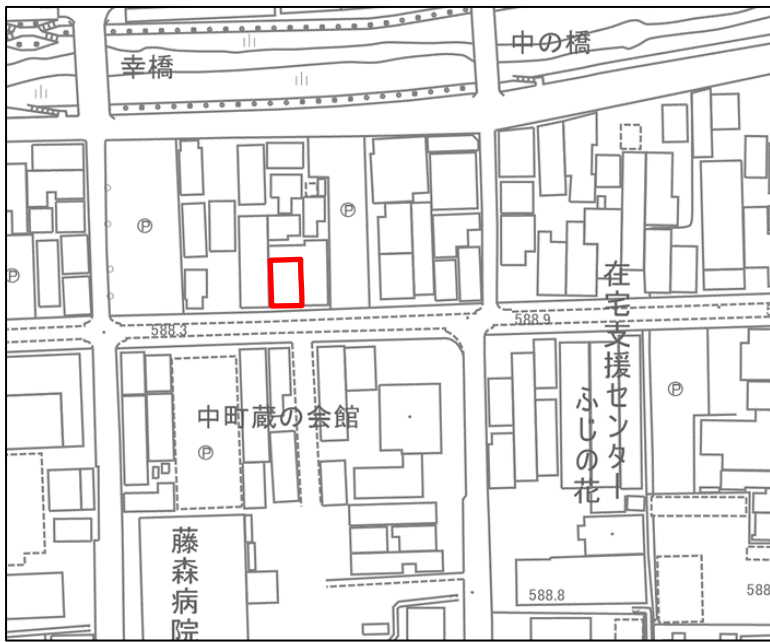
5 登録理由及び根拠

- (1) 登録基準
 - 1 歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 登録理由

本物件は、中町の中央に位置する黒漆喰と屋根の漆喰が特徴的な土蔵造りの町屋である。明治21年の大火以降に建てられた、耐火を意識した特徴がよくあらわれた中町を代表する建物である。当時の姿がよく残されており、まちなみの歴史的景観に寄与している。

6 その他参考となる資料

『近代松本地図集成』
平成28年度 松本近代遺産調査業務委託成果品



位置図



伊原漆器専門店店舗兼主屋
(南から)



伊原漆器専門店店舗兼主屋
(南東から)

松本市登録文化財諮問物件調書

- 1 名称 旧竹内^{どりようこう}度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館 第一展示室）西棟
- 2 所在地 松本市中央三丁目434
- 3 所有者 松本市

4 物件の概要

- (1) 員数 1棟
- (2) 年代 明治21年
- (3) 構造・形式等 木造2階建 切妻造 棧瓦葺 建築面積 58㎡
- (4) 内容

本物件は、松本城下町の中町通りの東側に位置し、中町通りに南面する。

現在の建物は、土蔵造りで外壁は白漆喰の仕上げ、正面に塗り込めの袖壁を設け、腰壁は海鼠壁とする。建物の範囲は正面に向かって左から間口2間半の部分であり、半間の隙間をはさんで東棟と接続している。

内部は、1階を展示室と事務室、2階を物置として利用しており、当初の間取りは手前からミセ、オエ、ザシキを配す一般的な間取りであった。オエ上部には斜めに掛ける梁を菱形に組み、梁組の剛性を高める工夫がされているのが特徴的である。

建設年は、小屋梁の墨書から明治21年9月であると考えられる。中町では明治21年1月4日に大火があり、直後に長野県が公布した家屋築造制限法のもと、土蔵造町家の建設が進められていた。現存する建物はこうした歴史を伝えるものである。

竹内度量衡店は、伊那市出身の田中敬一郎が東京のはかり屋で修業し、暖簾分けをして明治35年に創業した、はかりの製造販売を営んだ店舗である。平成元年から、はかりを中心にした資料館として現在にいたる。

当初の外壁は黒漆喰、昭和初期に東棟と間の壁を取り払ったと考えられる。平成元年、平成23年に改修を行っている。

- (5) 通常望見できる範囲
南面及び西面、北面、東面を望見することができる。
- (6) 松本市近代遺産への登録状況
令和4年2月28日登録（登録番号：3-3-1）

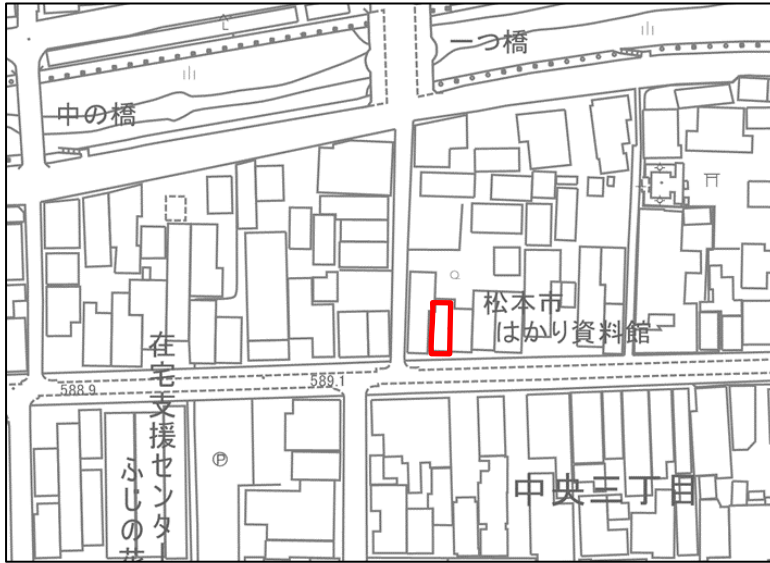
5 登録理由及び根拠

- (1) 登録基準
1 歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 登録理由

本物件は、中町の東側に位置する明治21年の大火直後に建てられた、耐火を意識した特徴がよくあらわれた中町を代表する土蔵造りの町屋である。改変は経ているものの、当時の造りや間取りがよく残されており、まちなみの歴史的景観に寄与している。

6 その他参考となる資料

平成29年 調査資料（信州大学 梅干野研究室）
令和3年度 松本市近代遺産調査資料



位置図



旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館第一展示室）西棟（南から）
向かって左側が対象



旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館第一展示室）西棟（北東から）

松本市登録文化財諮問物件調書

- 1 名称 旧竹内^{どりようこう}度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館 第一展示室）東棟
- 2 所在地 松本市中央三丁目433
- 3 所有者 松本市

4 物件の概要

- (1) 員数 1棟
- (2) 年代 明治中期
- (3) 構造・形式等 木造2階建 切妻造 棧瓦葺 建築面積 54㎡
- (4) 内容

本物件は、松本城下町の中町通りの東側に位置し、中町通りに南面する。

現在の建物は、土蔵造りで外壁は白漆喰の仕上げ、腰壁に一部海鼠壁を設ける。建物は正面に向かって右側の間口2間4尺の部分であり、半間の隙間をはさんで東棟と接続している。外壁は大壁造りで土蔵造り風に仕上げているが、西棟と比べると部材の質が劣り、大火後の仮屋として建設されたものと推測される。

建設年は、部材の様子より明治21年の大火後すぐ、明治中期の再建と考えられる。

かつては表構えを看板建築としていた時代があり、西棟との間の壁を取り払って接続させるとともに内部を大きく改変している。その後、平成元年から、西棟とともにはかりを中心にした資料館として現在にいたる。

昭和前期の看板建築への改修、平成元年、平成23年に改修を行っている。

- (5) 通常望見できる範囲
南面及び北面、東面を望見することができる。
- (6) 松本市近代遺産への登録状況
令和4年2月28日登録（登録番号：3-3-2）

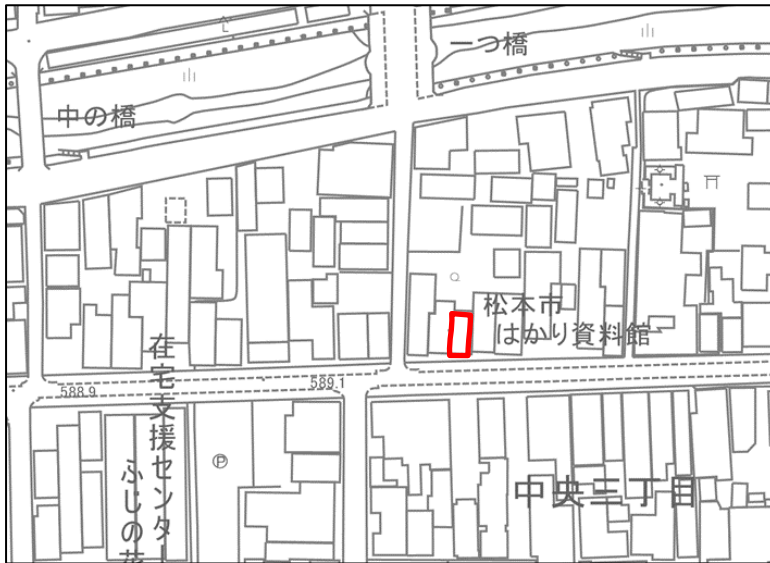
5 登録理由及び根拠

- (1) 登録基準
1 歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 登録理由

本物件は、中町の東側に位置する明治21年の大火後に建てられた中町の特徴を表す建物である。改変は経ているものの、当時の造りや間取りの痕跡、看板建築の改修履歴を確認できるなど、西棟と一体となって中町の歴史をよく伝えており、まちなみの歴史的景観に寄与している。

6 その他参考となる資料

- 平成29年 調査資料（信州大学 梅干野研究室）
令和3年度 松本市近代遺産調査資料



位置図



旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館第一展示室）東棟（南から）
向かって右側が対象



旧竹内度量衡店店舗兼主屋（松本市はかり資料館第一展示室）東棟（北から）

松本市登録文化財諮問物件調書

1 名 称 旧竹内^{どりょうこう}度量衡店蔵座敷（松本市はかり資料館 第二展示室）

2 所在地 松本市中央三丁目436

3 所有者 松本市

4 物件の概要

(1) 員 数 1棟

(2) 年 代 明治後期

(3) 構造・形式等 木造2階建 切妻造 棧瓦葺 建築面積 28㎡

(4) 内 容

本物件は、松本城下町の中町通りの東側に位置し、一ツ橋小路に西面する。

主屋の背後に建つ蔵座敷であり、現在の建物は、土蔵造りで外壁は白漆喰の仕上げ、腰壁に海鼠壁を設ける。当時、1階は物置として家財道具を保管していたと思われる。2階は二間ともに座敷飾りを備えており、東側が表座敷、西側が奥座敷と考えられる。L字型の平面で、欠いた部分に現在と同じように階段があり、外から直接2階へ上がっていたと考えられる。西面にはかつて戸と窓が設けられていた痕跡が確認できる。

建設年は定かでないが、梁に墨書の一部が確認でき、建て主と設えから明治後期と推定される。

現在ははかり資料館として利用されている。

(5) 通常望見できる範囲

西面及び北面、東面、南面を望見することができる。

(6) 松本市近代遺産への登録状況

令和4年2月28日登録（登録番号：3-3-3）

5 登録理由及び根拠

(1) 登録基準

1 歴史的景観に寄与しているもの

(2) 登録理由

本物件は、中町の東側に位置する店舗兼主屋とともに中町の特徴を表す建物である。当初の姿よく残しており、この地域の暮らしと竹内度量衡店の歴史を伝え、まちなみの歴史的景観に寄与している。

6 その他参考となる資料

平成29年 調査資料（信州大学 梅干野研究室）

令和3年度 松本市近代遺産調査資料



位置図



旧竹内度量衡店蔵座敷
(松本市はかり資料館 第
二展示室)
(北東から)



旧竹内度量衡店蔵座敷
(松本市はかり資料館 第
二展示室)
(西から)

議案第 3 号

松本民芸館の臨時休館について

1 趣旨

松本民芸館を臨時休館することについて協議するものです。

2 臨時休館日

令和5年10月17日（火）

3 理由

展示照明LED化工事のため（5年計画の更新工事の3年目）

4 工事概要

(1) 経過

展示ケース等で現在使用している蛍光灯が製造中止となるため、LED化するもの

(2) 今回工事箇所

展示室、長屋門、玄関ほか

5 周知方法

松本市ホームページ・松本まると博物館ホームページへ掲載します。

担当	博物館
館長	加藤 孝
電話	32-0133



報告第 1 号

「育ち学ぶ施設」に隣接した建築等のガイドラインの作成について

1 趣旨

松本市子どもにやさしいまちづくり委員会からの提言等を踏まえ、児童福祉施設、学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設（以下「育ち学ぶ施設」という。）に隣接する場所で建築物の新築や改修等を実施する際に、建築主、設計者及び施工者、施設関係者並びに市が、配慮すべき事項を定めたガイドラインを作成しましたので、その概要について報告するものです。

2 経過

R 3. 7 市内私立幼稚園の隣接地で計画された住宅展示場の建築について、建築主が当該幼稚園を含む近隣住民、関係者を訪問して挨拶

1 0 建築主が近隣住民宛てに工事計画の概要を通知

1 2 私立幼稚園関係者が、建築中の建物により同園の敷地内に日陰ができることについて、市に相談

4. 1 私立幼稚園関係者が市長に要望書を提出

2 ガイドライン作成の検討を開始

5. 1 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会が、子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間報告において、育ち学ぶ施設の環境の保護について市長に提言

4 建築主と私立幼稚園が敷地内の日陰の改善対策等について合意

5～ ガイドラインの内容について、施設関係者や松本市子どもの権利条例に関わる有識者等から意見を聴取して調整

3 「育ち学ぶ施設」に隣接した建築等のガイドライン別紙のとおり

4 ガイドライン適用年月日

令和5年10月1日

5 周知方法

市ホームページ、公式SNS等を活用して周知します。

担当	こども育成課
課長	塚田 喜代志
電話	34-3291

松本市子どもの権利に関する条例に規定する
「育ち学ぶ施設」に隣接した建築等のガイドライン

1 前文

本市は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号）を制定し、子どもの育ちをまち全体で支えながら、「すべての子どもにやさしいまち」づくりを目指しています。特に、保育園や学校等に隣接して建築物を建てる場合は、子どもの健康を守り、健やかな育ちを支援する環境づくりのため、子どもの権利に配慮した対応が求められます。

松本市子どもの権利に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

本ガイドラインは、松本市子どもの権利に関する条例第2条第2項に規定する「育ち学ぶ施設」に隣接して、建築物の新築や改修等（以下「建築等」という。）が行われる際、建築主、設計者及び施工者（以下「建築主等」という。）並びに育ち学ぶ施設設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」という。）並びに市が配慮すべき事項を定めるものです。

2 建築主等、育ち学ぶ施設関係者及び市が配慮すべき事項

- (1) 建築主等、育ち学ぶ施設関係者及び市は、相互の立場を尊重し、松本市子どもの権利に関する条例第1条に規定する目的遂行に努めるものとします。
- (2) 建築主等は、建築等の計画及び施工に当たり、日照、騒音、安全等の育ち学ぶ施設的环境に配慮し、可能な限り早い段階で、育ち学ぶ施設関係者への丁寧な説明に努めるものとします。
- (3) 育ち学ぶ施設関係者は、建築等の計画があることを知り得た場合は、当該情報を、育ち学ぶ施設を利用する子どもの保護者等と共有し、建築主等から十分な説明を受けるよう努めるものとします。
- (4) 建築主等及び育ち学ぶ施設関係者は、必要に応じて協議及び情報共有するよう努めるものとし、市は、当該協議及び情報共有が円滑に行われるよう、支援に努めるものとします。

報告第 2 号

令和5年松本市議会9月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会9月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

9月4日(月)から9月22日(金)まで19日間

一般質問 9月11日(月)から13日(水)まで3日間

経済文教委員会 9月14日(木)、19日(火)

3 審査内容及び結果

経済文教委員会審査

ア 陳情

(ア) 案件

陳情第6号 私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書

(イ) 集約結果

陳情第6号 全会一致で採択

イ 議案

(ア) 案件

a 議案第4号 令和5年度松本市一般会計補正予算(第4号)中教育委員会関係予算

【主な内容】

(歳出)教育費総額(補正額) 37,190千円

・事務局費 国庫支出金財源更正 2,150千円

学校開放事業における学校施設の予約を松本市公共施設案内・予約システムに追加するシステム構築事業で、国の補助金の採択を受けたことから、財源の一部を一般財源から国庫支出金に変更

・私立学校振興費追加 10,000千円

私立学校校舎等建築事業補助金として、松本医療福祉専門学校の校舎改修事業に対する補助

・小学校費 学校施設費更正減 33,930千円

波田小学校仮設校舎借上げ料の契約差金を減額

・中学校費 学校施設費更正減 8,620千円

高綱中学校の基本設計及び第1期実施設計委託料の契約差金を減額

・社会教育総務費追加 10,000千円

空港周辺地区集会施設整備補助金として、信州まつもと空港周辺地区の空港活性化への協力体制を強化するため、空港周辺の町会公民館整備に対して上乘せ補助するもの(神林地区川東町会の町会公民館の改築に対する補助)

・博物館費追加 59,740千円

県宝旧山辺学校校舎の雨樋撤去工事等の実施に係る工事請負費の増額

国宝旧開智学校校舎耐震対策工事の進捗に伴い、工事の仕様に変更が生じたため工事請負費を増額

(歳入)

- ・教育費国庫補助金追加 27,400 千円
国宝重要文化財等防災施設設備費備品補助金の追加
- ・教育費県補助金追加 2,450 千円
文化財保護事業費補助金の追加(旧開智学校校舎耐震対策事業分、旧山辺学校校舎工事分)

(債務負担行為) 新規

- ・外国語指導助手配置事業 228,700 千円
令和5年度から令和8年度までの、市内小中学校に、外国語指導助手を派遣する業務委託料
- ・中学校長寿命化改良事業 456,690 千円
令和5年度から令和10年度までの、高綱中学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上げ料
- ・旧開智学校校舎防災設備整備事業 89,650 千円
令和5年度から令和6年度までの、工事監理委託料及び工事請負費

b 議案第7号 令和5年度松本市松本城特別会計補正予算(第1号)中教育委員会関係予算

【主な内容】

(歳出)

- ・事業費追加 8,490 千円
堀浄化対策事業費として、浚渫発生土を産業廃棄物として処理するための浄化作業委託料を増額

c 議案第22号 市有財産の取得について(松本城南・西外堀復元事業用地)

【主な内容】

松本城南・西外堀復元事業用地として、城西2丁目地籍の土地、121.09 m²を取得するもの。なお、今回の取得により全体面積に対する進捗率は94.2%となります。

(1) 審査結果

a 異議なく原案どおり可決されました。

b 原案どおり可決されました。

- ・審査にあたり、令和3年11月12日に開催された経済文教委員協議会で堀浚渫工法の選定について報告されて以降、浚渫発生土の処理方法に係る変更の経緯についての質疑がありました。
- ・これに対し、浚渫発生土の処理については、令和3年度の工法選定委員会で、建設残土として再利用することを選定したこと。
- ・この理由の一つとして、当時、産業廃棄物処分は県外搬出が必要だったため、億単位の処理費が必要となることから、建設発生土として再利用する方法が選定されたこと。
- ・令和4年度に実施設計をした際、建設発生土として再利用に対応できる業者が見込まれたため、令和5年度当初予算には、再利用処分による内容で浚渫業務委託料1億4,144万円を予算計上したこと。
- ・ところが、発注準備を行っていた本年4月、受け入れを見込んでいた業者から、対応できないとの連絡があり、関連業者や事業組合に受け入れが可能か打診をしたが、全ての業者から対応できないとの回答があったこと。
- ・これを受け、改めて県内の産業廃棄物処分業者にあたったところ、県内の複数業者から浚渫発生土を廃棄物として受け入れが可能との回答があり、浚渫発生土を産業廃棄物として処理することとした旨の答弁をしました。

- ・浚渫発生土と土壤汚染対策法の関係について質疑があり、浚渫発生土は水底の土砂に該当するため、土壤汚染対策法には該当せず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる旨の答弁をしました。
 - ・史跡松本城整備基本計画の策定が完了する前に事業執行することについて質疑があり、この計画は、文化庁から堀浚渫事業と松本城南・西外堀復元事業の2つの事業を柱として作成するように指導があったこと。
 - ・このうち、堀浚渫部分の計画内容は、令和4年度に文化庁から承認され、残りの松本城南・西外堀の計画策定と浚渫事業を平行して行うことを了承され、令和5年度の国庫補助事業として交付決定を受けていることから、事業に着手するものであると答弁しました。
 - ・7年間かけて浚渫工事を実施する際の、浚渫発生土を産業廃棄物処分する場合の浚渫委託料の合計金額及び令和5年度の国庫補助額について質疑があり、7年間で約13億円の浚渫委託料、令和5年度の国庫補助額は、事業費の約1億4千万円に対し、約3千1百万円であると答弁しました。
 - ・当初残土を建設土として再利用する予定だったことから、現在再利用せず、産業廃棄物として処理する方法に変更した場合、国の補助額の変更の有無について質疑があり、国に確認しており、補助額に変更はないとの答弁をしました。
 - ・最後に、可決すべきものと決した議案第7号に対して、堀浄化対策事業費に関する附帯決議の動議が提出されました。
 - ・その内容は、市長は、委員会、協議会などを通じて議会に対して、より一層の丁寧な説明を行うこと。
 - ・市長は、施策の方向性や、それを実現するための具体的な手法や手段を示し、計画行政に基づいた行政執行に努めること。
- c 異議なく原案どおり可決されました。

経済文教委員協議会

ア 報告事項

松本市立博物館開館記念式典等について

イ 委員からの主な意見等

松本城氷彫フェスティバルと博物館が連携するようなイベントの計画はあるかとの質疑があり、松本城ナイトツアーに倣って、開館時間を21時まで延長するナイトミュージアム等を現在検討している旨を答弁しました。

ウ 審査結果

承認と集約されました。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33 - 3980



報告第 3 号

第73回長野県図書館大会の開催について

1 趣旨

「楽しみのある図書館をつくろう～読む楽しみ・学ぶ楽しみ・交流する楽しみ etc～」をテーマに、第73回長野県図書館大会を開催することについて報告するものです。

2 概要

- (1) 日時 令和5年10月28日(土) 午前9時30分～午後3時20分
受付：午前9時～

【大学専門図書館部会分科会】

令和5年10月27日(金) 午後1時30分～3時30分

【高校図書館協議会分科会】

令和5年11月10日(金) 午後1時～4時30分

- (2) 会場 メイン会場 松本市音楽文化ホール
サテライト会場 県立長野図書館

【大学専門図書館部会分科会】 Web 会議 (Zoom 使用)

【高校図書館協議会分科会】 佐久市市民創練センター

ハイフレックス (対面・Zoom・後日視聴可能)

(3) 日程

- ア 基調講演 9時50分～11時30分
講師：岩瀬 直樹 氏 (軽井沢風越学園校長)
- イ 事例発表 12時30分～13時30分
- ウ グループトーク 13時40分～15時00分
- エ まとめ・閉会式 15時00分～15時20分

3 周知方法

- (1) 広報まつもと10月号、図書館の館内掲示により周知します。
- (2) 図書館ホームページ、図書館 Facebook、図書館 X (旧 Twitter) に掲載します。
- (3) 県内関係機関へ大会案内を送付します。

担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32-0099